求職活動等における面談等実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、加古川市（以下「市」という。）が実施する求職者等への就職支援及び採用活動における面談、相談、面接等（以下「面談等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な業務の運営を図るとともに、求職者等の利便性の向上、個人情報の保護及び市職員の求職者等に対するハラスメントの防止に資することを目的とする。

（対象となる求職者等及び活動の範囲）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）求職者等 市の求人に応募する者、就職説明会、インターンシップその他採用に資する活動に参加する者をいう。

（２）求職活動等 前号に規定する者が行う職業の選択に資する一切の活動（オンラインを介して行われるものを含む。）をいう。

（面談等の日時及び場所の指定）

第３条　面談等の実施日時は、原則として市が定める勤務時間内とする。ただし、採用試験その他業務上必要がある場合は、この限りでない。

２　面談等を行う場所は、市役所本庁舎及び各出先機関等のうち市が管理する施設内の適正な執務室、相談室等又は市以外のものが主催する説明会等の会場その他市長が適当と認める場所に限るものとする。

（オンライン面談等の実施）

第４条　前条第２項の規定にかかわらず、Web 会議システム等を利用したオンラインによる面談等（以下「オンライン面談等」という。）を行うことができる。

２　職員がオンライン面談等を行う場所は、前条第２項に規定する場所に限るものとし、市が指定、管理又は許可した通信環境及び端末を使用しなければならない。

（通信手段及び SNS 等の利用指定）

第５条　求職者等との連絡、調整及びオンライン面談等において使用できる電子通信手段は、次に掲げるものに限定する。

（１）市が公式に保有する電話及び電子メール

（２）市が指定する Web 会議システム

（３）市が公用として認めた公式 SNS アカウント

（４）市が指定する採用管理システム

２　職員は、自身の個人所有のパソコン及びスマートフォン、個人アカウントの SNS を求職活動等の連絡及び私的な交流に一切使用してはならない。

（求職者等に対するハラスメント等の禁止）

第６条　職員は、求職活動等の実施にあたり、次に掲げる求職者等に対するハラスメント及び不適切な行為をしてはならない。

（１）セクシュアル・ハラスメント

他の者（直接的な被害者に限らず、当該行為等により求職活動等の環境を害された全ての者を含む。）を不快にさせる性的な言動。具体的には、次に掲げる行為等を含む。

ア 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

イ わいせつ図画や画面の閲覧、配付、掲示

ウ うわさの流布

エ 不必要な身体への接触

オ 食事・交際を執拗に求めること

カ 性的な関係を求めること

キ その他、相手方に不快感を与える性的な言動

（２）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

妊娠、出産、育児若しくは介護（これらに類する状態を含む。）に関する求職者等の求職活動等の環境を害するような言動又はこれらに関する制度若しくは措置の利用を理由に不利益を示唆するような言動

（３）パワー・ハラスメント

採用・選考上の権限や地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える又は求職活動等の環境を悪化させる言動

（４）その他

ア 採用の合否や選考基準に関して、確定していない不正確な情報を伝える行為又は業務に関係のない要求や理不尽な義務を課す行為

イ その他公務員としての信用を失墜させる又は求職者等に精神的苦痛を与える一切の行為

（個人情報の保護及び秘密保持）

第７条　職員は、面談等を通じて知り得た求職者等の個人情報及び秘密（性的指向やジェンダーアイデンティティ等の機微な情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、厳重に管理しなければならない。

（相談窓口の設置）

第８条　市は、職員による求職者等への不適切な行為や求職者等に対するハラスメントに関する相談及び通報を受け付けるため、相談窓口を人事課及び防災対策課に設置し、これを職員及び求職者等に周知する。

（相談等の処理）

第９条　市は、相談若しくは通報があった場合、速やかに事実関係を確認し、被害者への配慮、行為者への厳正な対処及び再発防止に向けた適切な措置を講じなければならない。

２　市は、相談者等のプライバシーを厳重に保護し、相談又は通報を行ったことを理由として、不採用その他不利益な取扱いをしてはならない。

（求職者等に対するカスタマーハラスメント等への対応）

第 10 条　市は、求職活動等において求職者等が、来庁者その他第三者からカスタマーハラスメントその他これに類する行為を受けた旨の相談があった場合は、その内容に応じて必要な事実確認を行い、適切な対応に努めるものとする。

（外部関係機関等との連携）

第 11 条　市は、大学のキャリアセンターその他の外部関係機関の関係者から求職者等に対するハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合は、当該関係者と連携し、適切な対応を行うものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、求職者等への就職支援及び採用活動における面談等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。